（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

2・3　（略）

4　四国東部農地防災事務所に、次の三課並びに用地調整官、技術専門官及び環境専門官それぞれ一人を置く。

庶務課

用地課

工事課

（削る）

（削る）

（削る）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

6　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

（削る）

7　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　（略）

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2～14　（略）

15　北上土地改良調査管理事務所に、宮城支所及び旧迫川支所を置く。

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　（略）

2～15　（略）

16　阿武隈土地改良調査管理事務所に、羽鳥ダム管理所及び角田支所を置く。

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。

3～16　（略）

17　西関東土地改良調査管理事務所に、竜西支所を置く。

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

2・3　（略）

4　四国東部農地防災事務所に、次の五課並びに用地調整官一人、管理調整官一人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課

用地課

（新設）

調査設計課

工事第一課

工事第二課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の実施に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事第一課の所掌に属しない工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

6　用地調整官は、命を受けて、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

7　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

8　技術専門官は、命を受けて、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　（略）

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2～14　（略）

15　北上土地改良調査管理事務所に、宮城支所、須川支所及び旧迫川支所を置く。

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　（略）

2～15　（略）

16　阿武隈土地改良調査管理事務所に、羽鳥ダム管理所、名取支所及び角田支所を置く。

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長三人を置く。

3～16　（略）

17　西関東土地改良調査管理事務所に、釜無川支所及び竜西支所を置く。